

付 議 第 3 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、知事から、令和7年4月1日から施行される公益法人制度改正に伴う引用規定の整理及び所管法人の整理等について改めることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則(平成4年教育委員会規則第1号)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。

6 高行管第 541 号
令和 7 年 3 月 18 日

高知県教育長 長岡 幹泰 様

高知県知事 濱田 省司

事務の補助執行の協議について

貴委員会への事務の補助執行について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その内容を下記のとおり改めることを協議します。

記

- 1 改正内容
別紙のとおり
- 2 改正理由
令和 7 年 4 月 1 日から施行される公益法人制度改正に伴う引用規定の整理及び所管法人の整理等について改正を行うもの
- 3 改正年月日
令和 7 年 4 月 1 日

告 示

高知県告示第 号

平成20年11月高知県告示第705号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月 日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)イ(サ)中「閲覧所の決定及び当該閲覧所の」を「当該閲覧又は謄写を行う場所の決定及び当該」に改め、1の(1)の表を次のように改める。

法人の名称
一般財団法人高知県教育会館
一般財団法人土佐青少年育成会
一般財団法人高知県婦人会館
一般財団法人大津教育振興会
一般財団法人高知県教職員互助会
一般社団法人考える村
一般財団法人小砂丘賞委員会
一般財団法人大方青少年育成会
一般社団法人高知県人権教育研究協議会

1の(2)ア(イ)中「第5条第3項第7号」を「第7条第3項第7号」に改め、1の(2)ア(ウ)中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、1の(2)ア(カ)中「第8条第2項第3号」を「第10条第2項第3号」に改め、1の(2)ア(キ)中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、1の(2)ア(ク)中「第8条第3項及び第4項」を「第10条第3項及び第4項」に改め、1の(2)ア(ケ)中「第9条」を「第11条」に改め、1の(2)ア(サ)中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改め、1の(2)ア(シ)中「第10条第3項」を「第12条第3項」に改め、1の(2)イ(ア)中「第38条第1項第3号」を「第57条第1項第2号」に改め、1の(2)イ(イ)を削り、1の(2)イ(ウ)を1の(2)イ(イ)とし、1の(2)イ(エ)中「第41条第3項及び第4項」を「第59条第3項及び第4項」に改め、同(エ)を1の(2)イ(ウ)とし、1の(2)イ(オ)を1の(2)イ(エ)とし、1の(2)イ(カ)中「第42条第2項第3号」を「第60条第2項第3号」に改め、同(カ)を1の(2)イ(オ)とし、1の(2)イ(キ)中「第6条第1項」を「第8条第1項」に改め、同(キ)を1の(2)イ(カ)とし、1の(2)イ(ク)中「第42条第3項及び第4項」を「第60条第3項及び第4項」に改め、同(ク)を1の(2)イ(キ)とし、1の(2)イ(ケ)中「第43条」を「第61条」に改め、同(ケ)を1の(2)イ(ク)とし、1の(2)イ(コ)を1の(2)

イ(ケ)とし、1の(2)イ(サ)中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改め、同(サ)を1の(2)イ(コ)とし、1の(2)イ(シ)中「第10条第3項」を「第12条第3項」に改め、同(シ)を1の(2)イ(サ)とし、1の(2)イ(ス)を1の(2)イ(シ)とし、1の(2)ウ(ア)中「第45条第2項」を「第63条第2項」に改め、1の(2)ウ(ク)中「第50条第1項」を「第68条第1項」に改め、1の(2)ウ(ケ)中「第50条第4項」を「第68条第4項」に改め、1の(2)ウ(コ)中「第51条第1項」を「第70条第1項」に改め、1の(2)ウ(シ)を削る。

告 示

◎ 告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正（行政管理課）

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

1 協議の目的

令和7年4月1日から施行される公益法人制度改正に伴う引用規定の整理を行おうとするもの。併せて、当該告示のうち、1の(1)の表について、所管法人の整理を行おうとするもの。

2 主な改正内容

- (1) 公益法人制度改正に伴う引用規定の整理。(令和7年4月1日施行)
- (2) 現在公益法人となっている法人について、1の(1)の表から削る。
- (3) いわゆる「移行期間」(平成20年12月1日から平成25年11月30日まで)に公益法人又は一般社団(財団)法人に移行しなかった法人について、1の(1)の表から削る。
- (4) 法人名称を現行の制度による正式名称に改正する。

地方自治法

〔事務の委任又は補助執行〕

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

新 旧 対 照 表

新

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

1 補助執行させる事務

(1) 次の表に掲げる法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第47条に規定する行政庁をいう。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 略

イ 移行法人（法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下この号において同じ。）の監督に関する事務

(ア)～(コ) 略

(サ) 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写並びに当該閲覧又は謄写を行う場所の決定及び当該場所の公示（法第127条第4項及び府令第45条）

(シ)～(ソ) 略

ウ・エ 略

旧

地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

1 補助執行させる事務

(1) 次の表に掲げる法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第47条に規定する行政庁をいう。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 略

イ 移行法人（法第123条第1項に規定する移行法人をいう。以下この号において同じ。）の監督に関する事務

(ア)～(コ) 略

(サ) 公益目的支出計画実施報告書の閲覧及び謄写並びに閲覧所の決定及び当該閲覧所の場所の公示（法第127条第4項及び府令第45条）

(シ)～(ソ) 略

ウ・エ 略

法人の名称

一般財団法人高知県教育会館

一般財団法人土佐青少年育成会

一般財団法人高知県婦人会館

一般財団法人大津教育振興会

一般財団法人高知県教職員互助会

一般社団法人考える村

一般財団法人小砂丘賞委員会

一般財団法人大方青少年育成会

法人の名称

西峰正念会（社団法人）

財団法人板垣会

財団法人高知県文教協会

社団法人友千鳥会

財団法人高知県学校給食会

財団法人高知県教育会館

財団法人高知県文教会館

財団法人土佐青少年育成会

財団法人高知県婦人会館

財団法人高知県立高知追手前高等学校教育振興会

財団法人大津教育振興会

財団法人高知県教職員互助会

財団法人高知県体育協会

社団法人考える村

財団法人小砂丘賞委員会

財団法人とさいぬ保存登録協会

財団法人兼山会

財団法人大方青少年育成会

財団法人高知県スポーツ振興財団

社団法人高知県私立幼稚園連合会

財団法人高知市学校建設公社

財団法人高知県青年会館

財団法人四万十市体育協会

一般社団法人高知県人権教育研究協議会

財団法人高知市スポーツ振興事業団

社団法人高知県人権教育研究協議会

財団法人旭愛育会

財団法人中島報恩会

財団法人佐川町若草保育園

財団法人東秦泉寺保育園

財団法人元保育協会

財団法人筆山保育園

財団法人ポッポ保育協会

財団法人ひまわり保育園

財団法人城南保育協会

財団法人菜生保育協会

財団法人福井保育協会

財団法人瀬戸児童福祉協議会

財団法人あゆみ児童福祉協議会

財団法人新木保育園運営協議会

財団法人一ツ橋保育園運営協議会

財団法人ひなぎく保育園

財団法人瀬戸東保育園

財団法人朝倉くすのき保育園財団法人城山保育園運営協議会

財団法人福祉事業団江陽保育園

財法人大津東保育園

財団法人あおい保育園

財団法人鴨部わかば保育園

財団法人見付保育園

財団法人大谷保育協会

(2) 教育（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校（大学及び高等専門学校に限る。）又は私立学校（幼稚園を除く。）であるものに関するものを除く。）、学術又は文化の振興を主たる目的とする法人（文化の振興（スポーツの振興及び文化財の保護を含む。）を主たる目的とする法人を除く。）及び保育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 公益法人（法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。）の認定に関する事務

(ア) 略

(イ) 公益認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法第7条第1項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下この号において「府令」という。）第7条第3項第7号）

(ウ) 公益認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（法第8条及び府令第8条第1項）

(2) 教育（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校（大学及び高等専門学校に限る。）又は私立学校（幼稚園を除く。）であるものに関するものを除く。）、学術又は文化の振興を主たる目的とする法人（文化の振興（スポーツの振興及び文化財の保護を含む。）を主たる目的とする法人を除く。）及び保育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 公益法人（法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。）の認定に関する事務

(ア) 略

(イ) 公益認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法第7条第1項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下この号において「府令」という。）第5条第3項第7号）

(ウ) 公益認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（法第8条及び府令第6条第1項）

(エ)・(オ) 略

(カ) 変更の認定申請書の受理及び当該認定申請書の添付書類の決定（法第11条第2項及び府令第10条第2項第3号）

(キ) 変更の認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認定をした旨の公示（法第11条第4項において準用する法第8条及び府令第8条第1項並びに法第11条第4項において準用する法第10条）

(ク) 変更の認定を受けた公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該変更の認定が合併に伴うものである場合の当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第10条第3項及び第4項）

(ケ) 他の公益法人との合併に伴う変更の認定等に係る関係行政庁への通知（府令第11条）

(コ) 略

(サ) 行政庁の変更を伴う変更の認定申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第12条第2項）

(シ) 行政庁の変更を伴う変更の認定をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要なと認める事項の決定（府令第12条第3項）

(ス) 略

イ 公益法人の計算等及び合併等に関する事務

(エ)・(オ) 略

(カ) 変更の認定申請書の受理及び当該認定申請書の添付書類の決定（法第11条第2項及び府令第8条第2項第3号）

(キ) 変更の認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認定をした旨の公示（法第11条第4項において準用する法第8条及び府令第6条第1項並びに法第11条第4項において準用する法第10条）

(ク) 変更の認定を受けた公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該変更の認定が合併に伴うものである場合の当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第8条第3項及び第4項）

(ケ) 他の公益法人との合併に伴う変更の認定等に係る関係行政庁への通知（府令第9条）

(コ) 略

(サ) 行政庁の変更を伴う変更の認定申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第10条第2項）

(シ) 行政庁の変更を伴う変更の認定をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要なと認める事項の決定（府令第10条第3項）

(ス) 略

イ 公益法人の計算等及び合併等に関する事務

(ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（法第22条第1項及び府令第57条第1項第2号）

(イ) 略

(ウ) 公益法人の合併の届出をし、当該合併により存続する公益法人に名称等の変更があるときの当該変更の届出並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第59条第3項及び第4項）

(エ) 略

(オ) 公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第25条第4項において読み替えて準用する法第7条第1項及び府令第60条第2項第3号）

(カ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに当該認可をした旨の公示（法第25条第4項において準用する法第8条及び府令第8条第1項並びに法第25条第4項において準用する法第10条）

(キ) 公益法人の合併による地位の承継の認可を受けて設立

(ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（法第22条第1項及び府令第38条第1項第3号）

(イ) 財産目録等の閲覧及び謄写並びに当該閲覧及び謄写を行う場所の決定並びに当該場所の公表（法第22条第2項及び第3項並びに府令第39条）

(ウ) 略

(エ) 公益法人の合併の届出をし、当該合併により存続する公益法人に名称等の変更があるときの当該変更の届出並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第41条第3項及び第4項）

(オ) 略

(カ) 公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第25条第4項において読み替えて準用する法第7条第1項及び府令第42条第2項第3号）

(キ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに当該認可をした旨の公示（法第25条第4項において準用する法第8条及び府令第6条第1項並びに法第25条第4項において準用する法第10条）

(ク) 公益法人の合併による地位の承継の認可を受けて設立

した公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第60条第3項及び第4項）

(ク) 公益法人の合併による地位の承継の認可に係る関係行政庁への通知（府令第61条）

(ケ) 行政庁の変更を伴う場合の公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第25条第4項において読み替えて準用する法第12条）

(コ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可申請に対する処分をした旨の合併により消滅する公益法人を所管する行政庁への通知（府令第12条第2項）

(サ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（府令第12条第3項）

(シ) 略

ウ 公益法人の監督に関する事務

(ア) 公益法人に対する報告の徴収及び立入検査（法第6条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。）並びに当該公益法人から提出を求める報告書の様式等の明示（法第27条第1項及び第59条並びに府令第63条第2項）

(イ)～(キ) 略

した公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第42条第3項及び第4項）

(ケ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に係る関係行政庁への通知（府令第43条）

(コ) 行政庁の変更を伴う場合の公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第25条第4項において読み替えて準用する法第12条）

(サ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可申請に対する処分をした旨の合併により消滅する公益法人を所管する行政庁への通知（府令第10条第2項）

(シ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（府令第10条第3項）

(ス) 略

ウ 公益法人の監督に関する事務

(ア) 公益法人に対する報告の徴収及び立入検査（法第6条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。）並びに当該公益法人から提出を求める報告書の様式等の明示（法第27条第1項及び第59条並びに府令第45条第2項）

(イ)～(キ) 略

(ク) 公益目的取得財産残額の変動の報告書の受理（府令第68条第1項）

(ケ) 公益目的取得財産残額の増額及び減額の決定（府令第68条第4項）

(コ) 公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告書の受理（府令第70条第1項）

(サ) 略

エ・オ 略

2 補助執行させる相手方

高知県教育次長

3 補助執行させる年月日

平成20年12月1日

(ク) 公益目的取得財産残額の変動の報告書の受理（府令第50条第1項）

(ケ) 公益目的取得財産残額の増額及び減額の決定（府令第50条第4項）

(コ) 公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告書の受理（府令第51条第1項）

(サ) 略

(シ) 公益法人への移行の登記を完了した公益法人から提出される財産目録等の受理（府令附則第4項）

エ・オ 略

2 補助執行させる相手方

高知県教育次長

3 補助執行させる年月日

平成20年12月1日